

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和1年7月30日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京田辺市田辺80番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京田辺市長 上村 崇					
主たる業種	市町村機関			細分類番号	9   8   2   1		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成28年度のエネルギーの消費量を基準に、各エネルギー種別ごとに前年度-1%削減する。						
計画を推進するための体制	市長を最高責任者とする京田辺市地球温暖化対策実行計画推進体制において、削減計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,133.4 トン	10,025.5 トン	13,123.5 トン		4.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,875.5 トン	10,025.5 トン	13,123.5 トン		-2.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	電力の契約を排出係数の低い電力会社に変えたこと、ごみの分別化を進め、ごみの焼却量の削減は進んでいるが、当該年度の一般廃棄物焼却量のうち廃プラスチック量が増加したため、二酸化炭素排出量（非エネルギー起源）が増加したため					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所 (市庁舎)	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×100)	1.11	1.00	1.31		4.06 パーセント
		事業活動に伴う排出の量					パーセント
	実績に対する自己評価	節電対策を中心とした省エネ活動に取り組んだ					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		62.0 パーセント	62.0 パーセント	62.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	空調機器の適正運転、照明機器等の使用削減の実施					
	(30)年度	空調機器の適正運転、照明機器等の使用削減の実施					
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職員駐車場有料化や通勤実態の把握により自動車通勤の抑制を図るとともに、引き続き公共交通機関や自転車利用による通勤の啓発に努める。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	職員駐車場有料化により使用は抑制されている					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。